

(別紙)

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費 円	国庫補助 基本額 円	国庫補助金 円	事業費支払 実績見込額 円	事業 進捗率 %	国庫補助金 受入額 円	事業費 円	国庫補助金 円	着手年月	完了予定 年月	

(別紙)

(略)

平成20年度 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
<p>児 発 第 3 9 6 号 平 成 9 年 6 月 5 日</p>	<p>児 発 第 3 9 6 号 平 成 9 年 6 月 5 日</p>
<p>第一次改正 児 発 第 3 0 9 号 平 成 1 0 年 4 月 1 3 日</p>	<p>第一次改正 児 発 第 3 0 9 号 平 成 1 0 年 4 月 1 3 日</p>
<p>第二次改正 児 発 第 5 6 7 号 平 成 1 2 年 6 月 2 日</p>	<p>第二次改正 児 発 第 5 6 7 号 平 成 1 2 年 6 月 2 日</p>
<p>第三次改正 雇 児 発 第 4 2 2 号 平 成 1 3 年 6 月 2 6 日</p>	<p>第三次改正 雇 児 発 第 4 2 2 号 平 成 1 3 年 6 月 2 6 日</p>
<p>第四次改正 雇 児 発 第 0 5 1 0 0 0 3 号 平 成 1 4 年 5 月 1 0 日</p>	<p>第四次改正 雇 児 発 第 0 5 1 0 0 0 3 号 平 成 1 4 年 5 月 1 0 日</p>
<p>第五次改正 雇 児 発 第 0 4 0 1 0 1 5 号 平 成 1 5 年 4 月 1 日</p>	<p>第五次改正 雇 児 発 第 0 4 0 1 0 1 5 号 平 成 1 5 年 4 月 1 日</p>
<p>第六次改正 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 3 1 号 平 成 1 7 年 3 月 3 1 日</p>	<p>第六次改正 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 3 1 号 平 成 1 7 年 3 月 3 1 日</p>
<p>第七次改正 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 3 5 号 平 成 1 8 年 3 月 3 1 日</p>	<p>第七次改正 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 3 5 号 平 成 1 8 年 3 月 3 1 日</p>
<p>第八次改正 雇 児 発 第 1 0 0 2 0 0 3 号 平 成 1 8 年 1 0 月 2 日</p>	<p>第八次改正 雇 児 発 第 1 0 0 2 0 0 3 号 平 成 1 8 年 1 0 月 2 日</p>
<p>第九次改正 雇 児 発 第 0 5 0 7 0 0 2 号 平 成 1 9 年 5 月 7 日</p>	<p>第九次改正 雇 児 発 第 0 5 0 7 0 0 2 号 平 成 1 9 年 5 月 7 日</p>
<p>第十次改正 雇 児 発 第 ※ ※ ※ ※ 号 平 成 2 0 年 ※ 月 ※ 日</p>	
<p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p>	<p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p>
<p>児童環境づくり基盤整備事業の実施について</p> <p>少子化や核家族化の進行、都市化の進展、地域社会の子育て機能の低下等に 伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り 巻く環境の変化を踏まえ、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくり</p>	<p>児童環境づくり基盤整備事業の実施について</p> <p>少子化や核家族化の進行、都市化の進展、地域社会の子育て機能の低下等に 伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り 巻く環境の変化を踏まえ、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくり</p>

の基盤整備を総合的に推進するため、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」を定め、平成9年4月1日から実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、本通知の実施に伴い、本職通知平成4年5月18日児発第513号「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」、本職通知平成6年6月23日児発第610号「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」、本職通知平成元年5月29日児発第401号「家庭支援相談等事業の実施について」及び本職通知昭和61年8月30日児発第727号「児童福祉事業適正化対策特別事業について」は廃止する。

別紙

児童環境づくり基盤整備事業実施要綱

1 目的

現行どおり (略)

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。

(削除)

- (1) 児童環境づくり推進機構事業 (内容については、別添1のとおり)
- (2) 児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添2のとおり)
- (3) 健全育成推進事業 (内容については、別添3のとおり)
- (4) 民間児童館活動事業 (内容については、別添4のとおり)
- (5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添5のとおり)
- (6) 地域組織活動育成事業 (内容については、別添6のとおり)
- (7) 児童ふれあい交流促進事業 (内容については、別添7のとおり)
- (8) 地域子育て支援拠点事業 (内容については、別添8のとおり)

3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1～8に定めるところによるものとする。

の基盤整備を総合的に推進するため、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」を定め、平成9年4月1日から実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、本通知の実施に伴い、本職通知平成4年5月18日児発第513号「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」、本職通知平成6年6月23日児発第610号「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」、本職通知平成元年5月29日児発第401号「家庭支援相談等事業の実施について」及び本職通知昭和61年8月30日児発第727号「児童福祉事業適正化対策特別事業について」は廃止する。

別紙

児童環境づくり基盤整備事業実施要綱

1 目的

少子化や核家族化の進行、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、結婚した夫婦の出生率の低下、夫婦共働き家庭の一般化、家庭生活との両立が困難な職場など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てしやすい環境を図るとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。

- (1) 県立児童厚生施設事業 (ネットワークづくり事業) (内容については、別添1のとおり)
- (2) 児童環境づくり推進機構事業 (内容については、別添2のとおり)
- (3) 児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添3のとおり)
- (4) 健全育成推進事業 (内容については、別添4のとおり)
- (5) 民間児童館活動事業 (内容については、別添5のとおり)
- (6) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添6のとおり)
- (7) 地域組織活動育成事業 (内容については、別添7のとおり)
- (8) 児童ふれあい交流促進事業 (内容については、別添8のとおり)
- (9) 地域子育て支援拠点事業 (内容については、別添9のとおり)

3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1～9に定めるところによるものとする。

(削除)

別添 1

県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）実施要綱

1 趣 旨

都道府県が設置する児童厚生施設（以下「県立児童厚生施設」という。）と都道府県内（以下「県内」という。）の児童館・児童センターとのネットワークづくりを推進するとともに児童館の設置されていない地域を中心に移動型児童館（以下「プレーバス」という。）を巡回させること等により、児童健全育成の一層の向上を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容及び実施方法

この事業は、県立児童厚生施設が、県内の児童館・児童センターと連携を図り、次の事項を基本として実施するものであること。

(1) ネットワーク運営委員会（以下「ネットワーク委員会」という。）の設置

本事業を実施するため、県立児童厚生施設の施設長、児童館長、母親クラブ役員及び子ども会役員等を委員とするネットワーク委員会を設置し、年間総合計画等を立案するものとする。

なお、ネットワーク委員会として、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知）の1の(3)のアに定める運営委員会を充てても差し支えないこと。

(2) 児童館活動等の情報の収集

県内の児童館活動の内容、利用状況及び児童遊園その他の遊び場の利用状況等を把握し、幅広く情報提供すること。

(3) 遊びの指導技術の開発研修

児童館等で開発、改良された新しい遊びの指導技術について、その研修を行うこと。

(4) プレーバスの巡回等

① 児童館の設置されていない地域を中心に、土・日曜、祝祭日及び夏休み等を利用し、プレーバスの巡回を行うこと。

② 巡回に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第

別添1

児童環境づくり推進機構事業実施要綱

- 1 趣旨
現行どおり (略)
- 2 実施主体
現行どおり (略)
- 3 事業内容
現行どおり (略)

63号) 第38条に規定する児童の遊びを指導する者を派遣することとし、地域の児童館及び母親クラブ等のボランティアの協力を得ること。

(5) 広報誌の発行等

児童館活動事例、イベント情報及びプレーバスの巡回に係る活動状況等の情報を県内の児童館等へ提供するため、広報誌の発行など幅広く情報提供を行うこと。

4 費用

都道府県が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添2

児童環境づくり推進機構事業実施要綱

1 趣旨

少子化や核家族化の進行等子どもと家庭を取り巻く環境の変化に対応し、子育て家庭を支援するための事業や子どもを取り巻く環境を改善するための事業等を振興・助成するため、その推進母体として財団法人こども未来財団が設置されている。

地方においても、地域の実情に応じた子育て家庭への支援及び子どもを取り巻く環境の改善を具体的に進めるため、中央に財団法人こども未来財団を位置づけ、特に大都市を抱える都道府県を中心に児童環境づくり推進機構(以下「推進機構」という。)による子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの一層の推進を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は推進機構として厚生労働大臣が認めた法人とする。ただし、都道府県は、事業の全部又は一部について推進機構として厚生労働大臣が認めた法人に委託して実施することができるものとする。

3 事業内容

(1) 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり

- ① 児童環境づくり運営協議会(以下「運営協議会」という。)の設置・運営

(ア)推進機構には、運営協議会を設置するものとする。

4 事業実施の手続き
現行どおり (略)

(イ)運営協議会は、福祉関係、保健医療関係、教育関係、経済関係、労働関係、マスコミ等各種団体等の関係者及び本事業を推進するため必要と認められる個人（子育て当事者等）又は団体等をもって構成すること。

(ウ)運営協議会は、本事業の実施に関する企画・立案を行うとともに、運営協議会の構成団体等は傘下組織を含めて必要な協力を行うものとする。

なお、必要に応じて運営協議会の下部組織として部会を置くことができるものとする。

② 子育てや子どもの育ち等をテーマにした取組

地域全体で子育てや子どもの育ち、子育て支援のあり方等を考え、子育てしやすい環境やそのまちづくりを進めるため、推進機構及び運営協議会構成団体等によるフォーラム、ワークショップ等の開催、テレビ・ラジオ、インターネット等を利用した広報活動及び子どもや子育て当事者等の視点を取り入れた機関誌等の発行

(2) 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化

管内の子育てサークルやボランティア団体等地域の子育て支援関係団体、行政、民間団体・企業等の交流を促進し、地域における子育て支援活動の強化に向けた円滑な連携を図るための取組を実施する。

(3) 地域の子育て人材確保・養成に関する取組

① 子育て環境づくりを進める人材の育成・支援

地域における子育て支援活動を積極的に展開する、福祉、保健、医療、教育、健全育成等の幅広い分野の指導的役割を担う人材を対象としたセミナー等を開催する。

② 親、学生等に対する子育て講座等の開催

核家族化が進む中、子育ての知識を身につける機会が少ない父親・母親や、学生その他子育てに関心のある者を対象とした講座等を開催する。

(4) 子育て環境づくりに資する地域の実情に応じた取組

次世代育成支援対策等を踏まえ、地域の実情に応じた先駆的な子育て支援事業であって、その成果等を他の都道府県に向けて発信・普及することができる取組を実施する。

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

5 留意事項 現行どおり (略)	5 留意事項 (1) 推進機構には、都道府県や関係団体との密接な連携の下に、本事業を総合的に進めていく強力な指導力を発揮できる人材を確保すること。 (2) 財団法人こども未来財団が実施する事業との連携、調整を図り、事業の効果的、効率的実施・協力を努めること。 (3) 都道府県社会福祉協議会、都道府県児童福祉関係団体等と共働で実施するなど協力体制を整備するとともに、各種NPO・ボランティア団体の協力はもとより、幅広い参加と協力が得られるよう配慮するものとする。 (4) 上記3の事業内容に係る費用のうち人件費は、3分の1以下であること。
6 費用 現行どおり (略)	6 費用 都道府県が実施する事業、又は助成する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。
別添2 児童育成事業推進等対策事業実施要綱	別添3 児童育成事業推進等対策事業実施要綱
1 目的 現行どおり (略)	1 目的 児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。
2 実施主体 現行どおり (略)	2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。 ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。
3 事業内容 現行どおり (略)	3 事業内容 次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。 ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。 (1) 児童育成のための普及啓発事業

4 事業実施の手続き
現行どおり (略)

5 留意事項
現行どおり (略)

6 費用
現行どおり (略)

別添3

健全育成推進事業実施要綱

1 趣旨
現行どおり (略)

2 実施主体
現行どおり (略)

3 事業内容
実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

- (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き
本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

5 留意事項
(1) 6の(2)に定めるとおり、国の補助は原則として単年度であるが、事業の実施主体は、当該事業を継続するよう努めるものとする。
(2) 国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費用
(1) 都道府県、指定都市並びに中核市及び市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。
(2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。

別添4

健全育成推進事業実施要綱

1 趣旨
児童の健全育成の場で働いている職員等に対して研修を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。

2 実施主体
本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。
ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容
実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(削除)

(1) 地域子育て環境づくり支援事業
現行どおり (略)

(2) 児童ふれあい交流支援事業
現行どおり (略)

4 留意点

3の(2)の事業の実施に当たっては、文部科学省が実施する「地域における家庭教育支援基盤整備事業」において都道府県レベルで設置される協議会と連携して、管内の事業実施状況の把握や情報提供、事業を実施するための人材確保・養成などを実施し、効果的な事業の推進に努めること。

5 費用

現行どおり (略)

別添4

民間児童館活動事業実施要綱

1 趣旨

現行どおり (略)

(1) 地域組織連絡協議会助成事業

家庭及び地域社会において児童の健全な育成が推進されるよう設置された、地域組織連絡協議会が行う地域の子育て支援、地域の児童の安全確保にかかわる内容を基本とした、地域組織活動の促進及び指導者を育成するなど組織の運営の発展を図る研修等に対して助成する事業。

(2) 地域子育て環境づくり支援事業

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。

(3) 児童ふれあい交流支援事業

中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するために市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進するため、都道府県域で設置する協議会等の運営や啓発活動、情報提供、研究等を実施する事業。

4 費用

都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添5

民間児童館活動事業実施要綱

1 趣旨

民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図るものである。

<p>2 実施主体 現行どおり (略)</p>	<p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「運営要綱」という。）の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。）とする。</p>
<p>3 事業内容 現行どおり (略)</p>	<p>3 事業内容 運営要綱及び平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知「児童館の設置運営について」に定める活動のほか、次の（1）～（4）の事業のうち、2事業以上実施するものであること。</p> <p>（1）自然体験活動事業 ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うものとする。</p> <p>（2）子どもボランティア育成支援事業 子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うものとする。</p> <p>（3）児童健全育成相談支援事業 中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行うものとする。</p> <p>（4）年長児童等来館促進事業 児童館への中・高校生の来館を促進するため、中高生が自主的にイベント等の催しを開催するための活動支援を行うものとする。</p> <p>（5）地域子育て支援拠点事業（児童館型） 学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者等をスタッフとして参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を行うものとする。 なお、本事業は、（1）～（4）と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に定めるものとする。</p>
<p>4 費用 現行どおり (略)</p>	<p>4 費用 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>（1）市町村が設置し、実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業</p> <p>（2）指定都市及び中核市が設置し、実施する事業（委託に限る。）又は助</p>

別添5

児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱

- 1 趣 旨
現行どおり (略)
- 2 実施主体
現行どおり (略)
- 3 事業内容
現行どおり (略)

成する事業

(3) 社会福祉法人等が設置し、実施する事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

別添6

児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱

- 1 趣 旨
民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより児童館事業の総合的な展開を図るものである。
- 2 実施主体
本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。）とする。
- 3 事業内容
- (1) 児童福祉施設で行う事業
児童館を併設する児童福祉施設においては、延長保育等の特別保育事業、児童家庭支援センターで行う事業、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護（トワイライトステイ）等事業等地域の実情に応じた児童健全育成のための事業を行うものとする。
- (2) 併設した児童館で行う事業
併設された児童館において、①から③までに掲げる事業を行うものとする。
- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業
- ② 地域児童育成活動支援事業
地域の実情に応じて、次に掲げるような児童の健全育成に関する地域の各種活動の支援、サービスの利用の促進を行う。
- (ア) 相談事業
地域住民からの児童の健全育成、養育に関する各種の相談への対応。
- (イ) 啓発活動、福祉サービス利用の調整等

短期入所生活援助（ショートステイ）事業、延長保育等の特別保育事業、放課後児童健全育成事業等各種子育て支援のためのサービスの実施状況、利用方法等についての情報の提供及びその積極的な利用についての啓発、利用の調整。

地域の児童健全育成に関する様々な情報（行事、講座等）の収集及び地域住民に対する情報提供。

(ウ) 地域住民による自主的な活動の支援等

児童の健全育成に関する子ども会、母親クラブ等の地域組織活動等地域ボランティアグループの活動の紹介及び必要に応じ日頃の活動に対する支援。

(エ) 関係機関等への連絡・協力

児童相談所、福祉事務所、学校、児童委員等関係機関との連絡及び関係機関による地域の児童とその家庭の状況把握への協力。

(オ) 地域行事との連携

児童館利用児童の地域行事への参加の勧奨等による他世代との交流の促進。

③ 児童健全育成特別事業

児童福祉施設の専門的機能を活用して、次に掲げるような児童健全育成に関する特別事業を行う。

(ア) 子育て支援

専業主婦を対象とした育児セミナーの開催、子育て支援サークルの設置促進、育児に関する情報提供等による子育て支援。

(イ) 異年齢児との交流

保育所の乳幼児や児童養護施設の児童等と児童館利用児童との交流による異年齢児との人間関係を構築する活動。

(ウ) 引きこもり・不登校等児童に対する支援

児童委員等との連絡や巡回相談等による引きこもり・不登校等児童の状況等の把握及びこれらの児童に対する指導。

(エ) 思春期児童の養育の支援

情緒不安定な思春期児童を抱える保護者に対する思春期児童対応講座等を開催等思春期児童の養育に関する保護者交流グループの育成・支援。

(3) 職員の配置

社会福祉士、保育士、児童の遊びを指導する者及び児童指導員のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

現行どおり (略)

別添 6

地域組織活動育成事業実施要綱

1 趣 旨

現行どおり (略)

2 実施主体

現行どおり (略)

3 組織及び運営

現行どおり (略)

4 活 動

現行どおり (略)

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業
- (2) 指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業

別添 7

地域組織活動育成事業実施要綱

1 趣 旨

児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、地域組織（3に掲げる母親クラブ、子育てサークル等をいう。）とする。

3 組織及び運営

地域組織活動の組織及び運営は、次により行うものであること。

- (1) 地域組織は、母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体（母親クラブ、子育てサークル等）とし、1組織の会員は、概ね30人以上とすること。
- (2) 地域組織には、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとする。
- (3) 地域組織の活動は、児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携をもつものとする。
- (4) 地域組織は、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。
- (5) 地域組織は、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。

4 活 動

地域組織は、地域における児童福祉の向上を図るため次の活動を行うこと。

(1) 親子及び世代間の交流、文化活動

「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。

- 5 費用
現行どおり (略)

別添7

児童ふれあい交流促進事業実施要綱

- 1 趣旨
現行どおり (略)

- 2 実施主体
現行どおり (略)

- 3 事業内容
現行どおり (略)

- (2) 児童養育に関する研修活動
児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。
- (3) 児童の事故防止等活動
地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。
- (4) その他、児童福祉の向上に寄与する活動
なお、地域組織等の活動に際しては、地域組織等の年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。

- 5 費用
国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (1) 市町村が助成する事業に対して、都道府県が補助する事業
- (2) 指定都市及び中核市が助成する事業

別添8

児童ふれあい交流促進事業実施要綱

- 1 趣旨
近年、不登校や引きこもりの増加など児童や家庭をめぐる様々な問題が発生し、深刻な社会問題となっている。この要因として、同世代を含めた人間関係の希薄化やコミュニケーションの不足があげられている。このため、市町村における地域の実情に応じた新たな取り組みとして、児童館等を活用した、児童の親子でのふれあい、様々な人との出会い、地域の仲間づくりを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全な育成を図るものである。

- 2 実施主体
本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。
ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人、特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができるものとする。

- 3 事業内容
実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。
- (1) 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業

小学校高学年、中学生及び高校生が乳幼児と出会い、ふれあい、交流する事業であり、その実施に当たっては、赤ちゃん講座などの事前学習を開催し、直接、乳幼児とふれあうための交流事業を実施するものとする。

事前学習の実施に当たっては、乳幼児の発達、生命や性についての講義を行うとともに、赤ちゃん人形等の教材を使用し、乳幼児の安全な抱き方や遊び方を体験させ、乳幼児健診の場や児童福祉施設等の見学を行うなど実習を取り入れること。

また、交流事業の実施に当たっては、保健師、助産師、保育士等の協力を得て、衛生管理及び事故防止等のために細心の注意を払うこと。

(2) 中・高校生居場所づくり推進事業

地域に中・高校生の健全な居場所を確保するため、中・高校生の利用ニーズの高いパソコンや音楽機材、演劇、創作ダンス、スポーツ等の専門的な講習を行うとともに交流事業を実施するものとする。

事業の実施に当たっては、企画段階から中・高校生の参加を促進することとし、中・高校生の意見を踏まえた内容とすること。

(3) 絵本の読み聞かせ事業

親子のふれあいの機会を作るため、絵本の読み聞かせに関する講習会を行うとともに親同士の交流事業を実施するものとする。

講習会については、保育士や幼稚園教諭、図書館司書等を講師として、乳幼児を持つ親を対象に、読み聞かせに適した絵本の選定のポイントや読み聞かせの方法に関する内容とし、必要に応じ、乳幼児期に適した絵本を紹介する等、絵本に関わる情報提供も行うこと。

(4) 親と子の食事セミナー事業

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成を図るため、健全な食事環境を通じた家族の団らんの大切さや食事の楽しさ等を学ぶため、食事に関する講習会（食事セミナーなど）を行うとともに親子や親同士の交流事業を実施するものとする。

講習会については、管理栄養士や栄養士等を講師として、親と子を対象に、実習の導入や各種教材の活用等を図り、食事に関する興味・関心を高めるような内容とすること。

(5) 巡回児童館事業

児童の健全育成を図るため、児童館から離れた地域や児童館が無い隣接市町村の団地の集会室等に、児童館の職員が定期的（月1回以上）に出向き、ボランティア等との連携のもとに主に就学前児童と専業主婦の親子に対し、遊びの指導や子育て相談等を行うものとする。

4 留意事項

市町村及び事業の委託を受けた社会福祉法人等（以下「市町村等」という。）は、この事業の実施に当たっては、次の事項に留意するとともに、本事業の地域住民への周知を図るなど、事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。

(1) 現行どおり (略)

(2) 現行どおり (略)

(3) 現行どおり (略)

(4) 3の(1)の事業を実施する際には、文部科学省が実施する「地域における家庭教育支援基盤形成事業」において市町村レベルで設置される協議会や家庭教育支援チームと連携し、事業への児童・生徒の参加の呼びかけや事業協力者（乳幼児親子）の確保を行うとともに、児童館や小学校等の実施場所の提供については、福祉部局と教育委員会が協力して実施するなどにより、定期的・継続的に事業を実施し、できるだけ多くの児童・生徒が参加できるよう配慮すること。

5 費用

(1) 現行どおり (略)

(2) 現行どおり (略)

別添8

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 趣旨

4 留意事項

市町村及び事業の委託を受けた社会福祉法人等（以下「市町村等」という。）は、この事業の実施に当たっては、次の事項に留意するとともに、本事業の地域住民への周知を図るなど、事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。

(1) 本事業は、児童館、公民館、保健センター等の公的施設を活用し、事業実施に適した場所で行うこと。

(2) 本事業の実施について、児童館、学校、公民館、保健センター、保育所等の関係する機関との連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めるとともに、児童委員・主任児童委員及び母親クラブ、食生活改善推進員等の地域のボランティアの協力を得るよう努めること。

(3) 本事業の効率的な事業実施のため、それぞれの事業の有識者のほか、本事業の参加対象者の意見を聞きながら、事業開始に当たっての事前打ち合わせを行うこととし、事業計画を策定するなど計画的な実施に努めること。

5 費用

(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

①市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

②指定都市及び中核市が実施する事業

(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、参加者から徴収することができるものとする。

別添9

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 趣旨

<p>現行どおり (略)</p>	<p>少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。</p> <p>このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。</p>
<p>2 実施主体 現行どおり (略)</p>	<p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができるものとする。</p>
<p>3 実施形態 現行どおり (略)</p>	<p>3 実施形態</p> <p>(1) ひろば型 常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するもの。</p> <p>(2) センター型 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開するもの。</p> <p>(3) 児童館型 民営の児童館、児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者等をスタッフとして参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を展開するもの。</p>
<p>4 事業内容 現行どおり (略)</p>	<p>4 事業内容 ひろば型、センター型及び児童館型において、以下に掲げる取組を全て実施すること。</p> <p>(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施</p> <p>(2) 子育て等に関する相談、援助の実施 子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助の</p>